

アメリカ大陸法律家協会

——第八回大会参加記と資料——

一 アメリカ大陸法律家協会の第八回大会は、一九八七年九月一四日から一七日まで、キューバの首都ハバナの国際会議場で開催された。国際民主法律家協会とキューバ全国法律家同盟が共催団体であった。ラテン・アメリカ法の研究に関心をもつ法律家約一、二〇〇名(正確には、キューバから一六七名、その他各国から一〇二〇名)を集めたこの会議は、北はカナダや合衆国、中米はニカラグア、コスタリカなど、南米はチリやアルゼンチンに及ぶ、アメリカ大陸すべての国から代表が参加したものであった。また、ヨーロッパからは、スペインの法律家が約七〇数名参加し、ポルトガルやフランス

アメリカ大陸法律家協会 (浦田)

浦田 賢治
吉田 稔

などからも参加者があった。アジアからの参加者は、日本だけであった。日本国際法律家協会(沼田稻次郎会長)は、弁護士十六名からなる代表団(東京から仲田晋、福島等、白石光征の三名、大阪から大川真郎、城塚健之の二名、沖縄から芳沢弘明)を派遣した。私は、民科法律部会の推薦で、日本学術会議から正式派遣された代表の資格で、参加した。アメリカ大陸法律家協会の大会に、日本の代表が参加したのは、今回が初めてであった。

アメリカ大陸法律家協会の沿革は、一九七四年六月ベルーのリマでひらかれた「経済的独立の法的側面に関する第一回

アメリカ大陸會議」にさかのぼる。この會議での申合せにしたがい、翌年六月、パナマで、ペルー、エクアドル、アルゼンチン、ベネズエラ、ガアテマラ、コスタ・リカ、エル・サルバドルを含む二〇カ国、二五〇名が参加した「第二回會議」が開かれ、(1)「國際民主法律家協會(International Association of Democratic Lawyers)は、議長の役割を果たした。(2)この會議で、アメリカ大陸法律家協會(American Association of Jurists; Asociación Americana de Juristas)の設立が確認された。そして、一九七七年ハバナでの會議をその「第三回大會」と称することにした。その後二年おきに大會を開き、今日に及んだのであった。

第八回大會のテーマは、「アメリカ大陸の法的諸制度」という大きなものであった。初日一四日午前の開會式で、ニカグアの革命軍司令官トマス・ボルヘ・マルティネスが演説し、最終日一七夕刻の閉會式では、キューバ革命軍総司令官フイデル・カストロが極めて長時間にわたる演説をおこなったが、ここに、この大會の際立った特徴があったようにもわれる。開會式では、この協會の理事長ベイムス・スムクラール(アルゼンチンの憲法学者)が、開會演説をおこなった。閉會式では、規約の一部改正がまとめられ、また、あたらしい人事が発表された。スムクラール理事長は留任し、これまで

事務総長を務めたデボラ・ジャクソン女史は第一副理事長に昇格し、あらたに、事務総長にはキューバのメネラオ・M・トラヴィエイソが、また事務次長にはペルーのルイ・A・ロペス・ソーサが就任した。

初日一四日午後から最終日一七日午前にかけて、五つの分科会に分かれて、研究報告と討議が続けられた。分科会のテーマは、次の通りであった。第一分科会は「民族自決権と平和」、第二分科会は「人權」、第三分科会は「刑事司法と監獄制度」、第四分科会は「女性の権利と家族法」、そして第五分科会は「労働法」だった。この會議に提出されたペーパーは合計一三一を数えたが、そのほとんど全てがスペイン語で書かれていた。英語によるものは一〇点に充たない有様だった。

私が主として出席したのは、第一分科会であった。およそ二〇〇名ぐらいの人が常時出席していた。そのテーマは正確に言えば、「民族自決権、および憲法と國際法における諸國家間の平和」であって、これを次の五つに分けて順次検討していった。すなわち、(1) 國連諸決議の理論と実践、(2) 國際司法裁判所の判決の具体化、(3) 國際法の観点からみた、大陸に生き続ける植民地主義、(4) 國際紛争の交渉による解決、(5) 平和にたいする権利の憲法による承認、であった。私は、「平和に対する権利」が取上げられた二六日午後、これ

に関連して、平和のうちに生存する権利の法的意味について、約一〇分余り発言した。その中で特に私が強調したのは、国連憲章とニュールンベルグ原則は「確立された国際法規」であり、しかもこれらは日本国憲法の平和条項の精神によって、前進せしめられる必要があるということであった。日本の平和憲法の意義は、第一分科会の総会あて報告書の中に明記された。

時折覗いてみた第二分科会には、三〇〇名から四〇〇名を越えるかと思われるほど多数の参加者があった。この分科会では、(1)人権の憲法による承認、(2)人権行使のための保障としての補充立法、(3)人権の享受に必要な物質的条件、(4)国際条約と国際組織の決議における人権の規制、という問題が検討された。その結果、特に、性や人種による差別、チリのファシスト、グアテマラの奴隸的植民地主義者にたいする数かずの告発がおこなわれた。そして、総会での分科会報告では、アメリカ大陸諸国での人権侵害への糾弾のほか、合衆国憲法を活用し、核兵器に反対して闘った合衆国の平和運動の成果に高い評価が与えられた点が、印象的だった。

二 この会議に出席したあと、報告書の作成にとりかかったが、必要な文献・資料の入手に手間取り、しかも入手できず、いくつかの文献・資料も、ほとんど全てスペイン語によ

アメリカ大陸法律家協会 (浦田)

るものだった。そこで、スペイン語に堪能な社会主義法の専門家である吉田稔氏(早稲田大学講師)にお願いして、アメリカ大陸法律家協会についての資料收拾と、それら資料の訳出をってもらうことにした。

吉田氏が訳出された資料は、(1)アメリカ大陸法律家協会の小史、(2)その規約、(3)その会報第四号である。この稿の最後に、「訳者あとがき」が書かれている。ここで、訳者がこれまでに払われた労に、謝意を表したい。

なお、この第八回大会(ハバナ)に出席した日本代表団の印象記は、INTERJURIST, No. 29, 1988年1月1日(日本国際法律家協会・発行)に掲載されている。

(浦田賢治)

資料 一 小史

「経済的独立の法的側面に関する第一回アメリカ大陸会議」は、一九七四年六月ペルーのリマで開催された。従属に反対し闘争に立ち上がった、アメリカ大陸の法律にたずさわる人々の第一回の大会であった。会期中に討議され、決定された事柄の中には、翌一九七五年の会議の計画が含まれていた。一九七五年六月その会議は実現し、パナマ政府の援助を受け二〇ヶ国、二五〇名を超える参加を可能とさせたが、その成功はパナマ全国弁護士会の活動に大部分は負っている。参加者の中には、ペルー、エクアドル、アルゼンチン、ベネズエラ、グアテマラ、コスタ・リカ、エル・サルバドルの弁護士連合指導部の代表やメンバーが含まれており、彼らはオプザバー又は個人の資格で参加した。ベネズエラの司法省や各国の判事、立法者が出席し、積極的に参加したことは大会に威信を付与した。国連及びユネスコの非政府機関である国際民主法律家協会(AIJD)は議長役を果した。規模の上でここ数十年で最も参加のあった会議である。経済的独立の法的側面に関する第二回アメリカ大陸会議の最高の成果はアメリカ大陸法律家協会(AAJ)の設立であった。それは創造的活動の継続と深化を可能とした。第八回大会(一九八七年九月 ハバナ)はキューバの一六七名の法律家と世界各国の一

〇二〇名の法律家が参加した。今日では公式に組織され、活動する一七の各国支部とアメリカ大陸のほぼ全部を包括する種々の促進委員会が存在している。

開催されたアメリカ大陸会議

一九七四年 リマ ペルー

一九七五年 パナマ パナマ

一九七七年 ハバナ キューバ

一九七九年 キングストン ジャマイカ

一九八一年 マナグア ニカラグア

一九八三年 セント・ジョージス グレナダ

一九八五年 ブエノス・アイレス アルゼンチン

一九八七年 ハバナ キューバ

AAJがAIJDと共同で組織した対外債務の法的側面に関する第一回アメリカ大陸会議は一九八六年三月ペルーのリマ市で開催された。全国裁判官連合、サン・マルコス国立大学およびリマ市の後援をえた。

AAJは一九八六年五月二九日、すべてのアメリカ諸国で一斉に「国際法遵守のための第一回大陸会議」を実現させた。「ニカラグア対アメリカ合衆国」事件の国際司法裁判所の判決の日(八六年六月二七日)を祝して一九八七年来の毎年六

月の最後の週に会議はおこなわれることになった。⁽³⁾その結果、一九八七年第二回、一九八八年第三回会議で次のことが要求された。

- 一 平和及び紛争の交渉による解決。
- 二 コンタドーラグループと支持グループの活動の継続・強化及びエスキプラスII合意⁽⁵⁾の実施。
- 三 ニカラグアが提唱した要求にもとづく国際司法裁判所の判決をアメリカ合衆国が厳格に遵守すること。
- 四 パナマの独立をアメリカ合衆国が尊重し、カーター・トリホス条約を期日通りに実行すること。⁽⁶⁾
- 五 アルゼンチンに主権の回復をもたらすところの、マルビナス及び大西洋の諸島に設置された軍事基地の撤去と交渉の開始。
- 六 民族の自決権及び他国の内政不干渉の原則を尊重すること。

一九八六年六月『ニカラグアの権利と平和』と題するAAJの小冊子第一号が発行された。それはアメリカ合衆国に反対するニカラグアの要求にもとづく国際司法裁判所の判決を、他の資料とともに収録したものである。一九八七年三月発行の第二号には、チリ教員組織連合人権協会の招待により、

アメリカ大陸法律家協会（浦田）

AAJ代表が実施したチリにおける人権状況に関する派遣団報告が含まれている。一九八七年四月発行の第三号は、ニカラグア新憲法⁽⁸⁾と全国議会議長によるその紹介を転載した（絶版）。一九八八年七月発行の第四号は「アルゼンチンの軍事裁判」に関するもので、裁判の判決とテーマに関係するすべての立法を集録する。

資料 二 規約

第二条 AAJの原則と目的

- (a) 民族の自決を求める闘争、完全な経済的独立、自然の富と資源に対する国家主権。
- (b) 帝国主義、ファシズム、植民地主義、新植民地主義に反対する活動並びに人種・女性・各国原住民及び少数民族民族に対する差別に反対する活動。
- (c) 社会・経済体制の異なった国家間の平和共存の原則に基づく効果的な平和の防衛。
- (d) 人権の擁護と促進、保護のためのより良い・より効果的な保障の具体化。
- (e) 本協会の原則及び目的と矛盾若しくは違背するアメリカ諸国の抑圧的な現行立法に対する非難と告発。
- (f) ここに表明されたことと同一の目的に従事する世

界のすべての法律家とその組織との間に、共通の兄弟的關係と活動を樹立する。

(g) ここに列挙する原則と目的に合致する社会・経済の变革過程へ法律学が各国で積極的に参加することをめざす共同の活動を発展させる目的で、アメリカ諸国の法律家を動員する。

(h) 弁護士活動の防禦・効果的な保護・尊嚴の保持及びここに表明された原則のための活動を理由として迫害を受けた法学者との連帯。

第三条 A A Jはその原則及び目的と一致するすべての活動とりわけ次の活動を発展させる。

(a) この規約の定める原則及び目的と関連するテーマについてのアメリカ諸国会議。各国支部に加入している若しくはA A J執行委員会が招待する法律家はこの会議に参加できる。

(b) 地域に影響する諸問題の討議・処理のための地域会議。

(c) 派遣、広報、調査、交渉又は協会の原則及び目的に関連する状況を確認・評価するその他の一切の活動。

(d) 社会・法研究センターの組織化。

(e) 隣接する原則及び目的に基づいて活動を展開する

国際的・国内的団体及び組織との関係を維持する。

(f) 必要とされる諮問・報告の評価。

第四条 A A Jはこの規約に規定された原則と目的を承認し、各国支部に加入し、この原則に従い個人的・専門的・政治的活動を遵守するアメリカ諸国の法律家によって、構成される。

第五条 A A Jの機関は(a)総会、(b)理事会、(c)執行委員会、(d)各国支部、(e)事務局である。

第七条 総会は協会の最高機関であり、その決議、決定はA A Jの他の機関及び構成員を拘束し、単純過半数の投票により採択される。各支部は一票として計算される。

第一〇条 理事会は次の事項を管轄する。

(a) 総会及び大会の決議を実行する。又は執行委員会を通じて実行させる。

(b) 総会と総会の間、協会の基本的問題を解決する。

(c) 協会の活動計画案、予算案を作成し、総会に付す。

第一一条 理事会は理事長、第一副理事長、第二副理事長、総会が承認した副理事長、事務総長、事務次長及び各支部の代表によって構成される。

すべての業務は、代表を除き各支部が任命する一定の人員によって取捨され分担される。支部はまた業務を一時的に若

しくは限定的にいつでも代行できる。

第十五条 執行委員会は理事長、第一副理事長、第二副理事長、事務総長、事務次長によって構成される。

執行委員会のすべての場合には、副理事長を招集する。出席者は発言権と投票権を有する。

第十八条 執行委員会は次の事項を管轄する。

- (a) 総会、理事会、大会、地域会議の議決を効果的に実行するために必要な決定をする。
- (b) 支部の活動を方向づけ、統制する。
- (c) 協会の活動計画案、予算案を作成し、理事会に上程する。

(d) 総会、大会及び地域会議の決議、決定を公表する。

(e) 研究センターの運営を指導する。

(f) 協会の原則および目的から派生する創意を發展させ、普及する。

(g) 総会の討議に付す議案、報告を準備する。

(h) A A Jと同様の目的を有する全国的・国際的な団体、組織若しくは運動と緊密な連絡を維持する。

第十九条 A A Jの各国支部は当該国において組織される。支部は本規約と一致する規則を定める。一定の国で支部の設立、通常の活動が困難な場合、支部の構成員の承認に関

アメリカ大陸法律家協会（浦田）

しては執行委員会が解決しなければならない。その場合支部に属する権限は構成員に付与される。構成員になるための申請は、承認のために執行委員会に委託される。

第二〇条 各国支部は次の活動をおこなう。

(a) 総会、大会、地域会議が採択した決議、決定及び執行委員会が承認した任務、報告を実行し、普及する。

(b) 任務、報告、地域会議を実現する場合、テーマを示し、執行委員会に提出する。

(c) 執行委員会の諮問を実行する。

(d) 各国の構成員の会費を受領し、執行委員会に報告する。

(e) 本規約により生ずる又はその原則・目的に合致するその他のすべての活動。

*** **

本規約に基づき、A A Jの事務局はニカラグアのマンガアで活動する。場所と事務総長は輪番制である。

資料 三 アメリカ大陸法律家協会報第四号

一九八八年二月

(序)

この会報は、アメリカ大陸のすべての法律家・弁護士、裁判官、治安判事、教育者と、われわれの原則すなわち民族の自決、不干渉、対外債務問題、人権、大陸の平和のための闘争及びラテンアメリカの連帯について関心を共有する人々のための媒体である。

コミュニケーションの手段として最高の重要性がある。この媒体を通じてA A Jのアメリカ大陸レベルでの支部・個人メンバー・参加組織の活動、またわれわれの目的のために提案される将来のすべての活動、会議及びセミナーの通知・解説そしてわれわれの主題と関連するその他の活動を知ることができる。

本号は一九八七年九月一四日から一七日の間に、キューバのハバナでおこなわれたアメリカ大陸法律家協会第八回大会に関する通知と解説を収録する。

第八回大会の活動の一覧を紹介し、A A Jのベイムス・スラムクラール理事長がおこなった開会演説の要約、協会がおこなった前期活動の総括、一九八七年から一九九〇年の間の活動計画並びにA A J第八回大会の最終宣言の最も重要な部分を示すことにする。

本会報以降の号では、各号がより良い内容と量を確保するために、われわれのすべての支部、準備支部、個人参加者、

A A Jへの加盟組織及びわれわれの原則と目的に協力する大陸のすべての法学者が協力することを希望する。実行された活動、将来の活動計画についてのニュース、解説、情報を期待する。これらすべては歓迎され、またわれわれの相互交流、会報の存在にとつての基礎となるだろう。

〔A A J第八回大会の重要性〕

一九八七年九月一四日から一七日までキューバのハバナで開催されたアメリカ大陸法律家協会の第八回大会は、協会が創立以来に実施した最も重要なものとなった。

キューバの首都にある国際会議場に設定され、展開された大会は、その議論の深さによつて、アメリカ大陸その他の国のすべての法律家の関心を引いた。

大会はアメリカ大陸のすべての国、すなわち北アメリカ・中央アメリカ・カリベ・南アメリカの国々の一一六四名の法学者を集めた。またスペイン、ドイツその他世界の諸国の法律家の代表が参加した。

法学者は、アメリカ大陸の人民が経済・社会状況の中でまた法律・政治生活の中で直面するすべての問題を提起できた。

第八回大会の主な活動

第八回大会の過程でA A Jの総会が開かれた。大会中協会

組織の強化のための重要な活動がおこなわれた。すなわち、規約改正。協会の規約の検討、討議、改正の目的は、アメリカ大陸の法律家組織の参加を動員するAAJの活動を活性化することにある。協会の大会を開催すべき期間を前の規約が規定するように、二年に一度に代えて三年に一度に開催するように改定する。又規約やその他の中に、さまざまな国でAAJの目的と原則を採用する法律家の諸組織が、AAJに参加、加盟することをより明確に定めた。

前期の報告。総会はまた前期の会計報告を提出した。その概要は後のページに提出する。

次期の活動計画。又総会は一九八八年から一九九〇年までの次期三年間の活動発展計画を討議し、協会のすべての国の支部の代表の援助の下で豊富化され、採択された。活動計画の要約は別に提出する。

新しい機関の選出。総会は一九八八年から一九九〇年までのAAJの新しい機関——AAJ理事会また執行委員会に属するメンバー——の選出に携った。

AAJの発展と強化にとって大変すばらしいことに、まだ未設立国にAAJの各国支部を設立する必要性や可能性をめぐる代議員の間の議論のような、第八回大会を支えたその他の建設的なタイプの活動があった。第八回大会は、また協会

の内部であるいはアメリカ大陸に存在する法律家のさまざまな組織の間での相互交流を強める方式をめぐり、さまざまな国の法律家グループと議論を展開した。

作業委員会のおこなった活動

AAJ第八回大会は五つの作業委員会を組織した。それらは①民族の自決権と平和、②人権、③刑事司法と監獄制度、④女性の権利と家族法、⑤アメリカ大陸の労働制度という五つの問題について討議した。

すべてのアメリカ諸国の法律家たちは、第八回大会において一三一の報告に表明された、関連するテーマについて討議した。各記録の最後に、民主的討議の成果として第八回大会総会が採択した最終宣言がなされた。

AAJ大会

大会は、サンディニスタ民族解放戦線全国指導部のメンバーであり、革命軍司令官であるトマス・ボルヘ・マルティネスの特別の出席を得た。彼は大会の開会演説で、ニカラグア人民と政府の平和のメッセージをくり返し述べた。

また、キューバ革命軍総司令官フィデル・カストロの特別の参加も得た。彼は第八回大会の閉会に当り深く、分析的な演説をした。

議論と討議の豊富なこと、またアメリカ大陸の諸問題が深

く真剣に認識され分析されたことにより、AAJ第八回大会は大陸の人民にとって大変意義深く、かつ内容のあるものとなった。

集中された作業日程の中で、代表たちが熱心に会議に参加し相互に関連をもちつつ展開された活動は、協会が将来果たすべきであり、次期において実現が計画されている作業活動に対してより明確な道すじを提起した。

AAJ第八回大会は、アメリカ大陸が経験している変革過程の中で、またラテンアメリカの社会発展の中で、法律専門家がより積極的な方法を採用し、活動を開始するという結果を総じてもたらしたのであった。

すべての要素は唯一の偉大な目標に注がれる。すなわち法秩序や権利の諸原則を擁護したが由に迫害を受けた法律家を庇護するまた権利自体を擁護するうえで、大陸の変革過程において法学の果たす役割について、法律家とわがすべての人民の意識を強化することである。

これらすべての観点からして、AAJ第八回大会は、国際法に関する見解やアメリカ諸国の法律家の見解や仕事にとつて、非常に重要な出来事だった。

国際民主法律家協会事務局長アマル・ベントウーミの熱心で積極的な参加を強調することができる。

〔開会演説 AAJ理事長ベイムス・スムクラール〕

「AAJは新しい法観念と国際関係の影響の下で生まれた。植民地世界は崩壊し、完全な国家主権すなわち新国際経済秩序の必要にとって不可欠な条件である経済的独立の試みが開始された。

帝国主義勢力により二分され、簒奪されたアメリカ大陸の領土の一部に対する支配を回復するために、可能なすべての支持を人民同胞が要求する、正にその瞬間であった。

トリホス將軍の強固な手に指導されるパナマは、経済的独立の法的側面に関する第二回大会をパナマの地で開催するために、生成過程にある権利を承認する法律家たちを招集した。呼びかけに答えて二十一ヶ国二〇〇名の代表が参加し、最も広範な理論的基礎づけのもとにパナマ運河の完全なる再取得権を宣言した。

このような考え方でAAJ第八回大会でのAAJ理事長ベイムス・スムクラール博士の開会演説は始められた。

スムクラールは、当時から次のような確信があったことを表明した。すなわち「現在の分散状況を克服する常設機関を設立する必要がある。反帝国主義の活動の中で、民族の自決、経済的独立、富及び天然資源に対する国家主権のための闘争

を目的及び原則とする団体が現われる。」

A A J理事長は次のように結論した。「南アメリカの地図は血の軍事独裁におおわれていた。ブラジル、チリ、ポリビア、ウルグアイの過去はパラグアイの過去と結びついており、その恐れはアルゼンチンにも近づいている。『国家の安全の原理』は人民の運動や民主主義を抑圧するための基礎だった。数万に及ぶ人間の拘留、拷問、暗殺そして行方不明ということ

とは日常的出来事であったし、現在も同じである。

このことは、われわれが人権の擁護と促進、職業の実質的保障の導入を断固として実行することを要求した。そして人種、女性、少数民族への差別に反対する闘争を欠くべからざるものとして、われわれの規約に印した」。

過去数十年を振り返りスムクラールは述べた。「その当時には、弁護士は教会、裁判所、支配階級の事務所から出て人民の前に奉仕者として現われていた。わが人民は自由のための法律家や法を必要としている」。

A A J創立時、アメリカ合衆国の多数の弁護士や判事、大学の教授たちがそこに参加した。

「今日ラテンアメリカとカリブにおいて、民族の自決、国家間の平和を求める闘争は、ニカラグア人民が自己固有の運命を自分で決定するという、血でもって獲得した権利を防衛す

ることに、実質的に表明されている。それ故、一九八六年三月、国際法遵守のための第一回大陸会議が開始された。そこでは法意識向上をはかる最も多様な活動を実現することが定められ、次のことを要求した。

一、平和及び紛争の交渉による解決

二、コンタドラーグループと支持グループの立場の継続と強化

三、ニカラグアが提唱する要求に基づき、ハーグの国際司法裁判所の管轄と調査、判決にアメリカ合衆国が従うこと。

四、アメリカ合衆国の側のすべての侵略行為を停止し、国際連合の決議を尊重すること。

五、民族の自決権、外国による他国の内政への不干渉の原則を尊重すること。

一九八七年の三月最後の週に第二回会議を実現した時、この要求は、侵略国としてアメリカ合衆国を非難し、国際法の侵犯の停止を命じた国際司法裁判所判決の履行及びこの判決の実行を求めた国際連合総会決議を履行することへと変化した。

これと同じ考えの下に、『A A J会報』の編集を開始した。第一号ではコンタドラーグループと支持グループのすべての

資料とニカラグア対アメリカ合衆国事件の国際司法裁判所の三つの判決を公表した。第三号ではニカラグア憲法を公表した。第二号にはチリ国土の一部を調査して一週間で入手したすべての資料すなわち人民の日常生活においての囚人、死者、拷問を受けた者、行方不明者、亡名者、残虐な被害を再録した。

ニカラグア人民を防衛するということは、社会・経済・政治的に適当なモデルを選択するすべての権利を防衛することである。したがって今日、トマス・ボルヘ司令官の特別参加を得ることは当然なことである。

『レーガン政府』が、その侵略的政策から、第二回エスキブラス会議の合意に攻撃を加えることは明白である。中米諸国はアメリカ合衆国の干渉が生み出した紛争を終結させる方法を求めているのに、他方でレーガン大統領は紛争の増大を公言している。

もちろん彼の望みは決して実現しないであろうし、人民は彼の望みを徐々に抑えうることを、経験は示している。ニカラグアを支持する国際司法裁判所の判決が言い渡され、世界のほとんどすべての政府がこの判決の実行を要求する決議に賛成するようになった。

「自由を選択される未来のための、またアメリカ合衆国が押

しつけた体制の終焉のためのサルバドル人民の英雄的闘争について付け加える。

中央アメリカの状況は、国際平和と民族の自決との緊密な関係を表わしている。平和の維持は自由の可能性を増大させること、そして、真の独立を獲得した人民が、ヒューマニズムの消滅の進行、無分別、冷淡さを弱体化させることは疑いない。

それ故国連総会と同様に、世界戦争・核戦争の脅威を遠ざけるために、その実現に向けより熱心な、より緊急な仕事を組織することを、我々は自覚する。

ノーベル賞とレーニン平和賞を受けたセアン・マック・ブリアデが発表した核戦争に反対する法律家の呼びかけに応じ、核兵器の使用が国際法秩序の侵犯であり、人権に対する明らかな侵害であり、人間性に対する犯罪を構成すると考えるアメリカ諸国のすべての法律家が、この呼びかけに署名するよう、各国支部が努力することを決議する。

偉大な法律家そして何よりも偉大な人間が深刻に、常に憂慮していた軍事化の道の問題に関して、最近亡くなったキューバ全国法律家同盟元議長でAAJ副議長のドン・フランシスコ・ペロナに言及する。彼を個人的に知りえた特権をもつたすべての人は、AAJの目的のために闘った彼の労苦を知

っている。そこで彼の業績に敬意を表し、起立して一分間の黙禱をお願いしたい。(議場起立し、黙禱を捧げる)。

帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争は、アルゼンチンが大西洋とマルビナス島に対する主権を回復すること、また同島の北大西洋条約機構の核基地への転用を放棄させることを支持することの中に、具体的に表現されている。

同様な原則によりプエルトリコ人民は自決権を有し⁽¹⁾、キューバはグアンタナモを回復する権利を有する⁽²⁾。

チリ教員組織連合人権協会の招待により、我々はチリ人民に科せられたファシスト独裁の結果を調査するためにチリを訪問した。

パラグアイにおける民主主義の再確立を要求し、ハイチ人民への抑圧とグアテマラで続いている人権侵害の終焉を要求する。人間性を傷つける犯罪であるアパルトヘイトに反対し、真のヒューマニズムからこれを批判するために団結する。われわれの同志であり、南アメリカ人民の代表であるネルソン・マンデラの即時釈放を要求する。

AAJのすべての目的は、われわれの時代の、われわれの地域の最も重要な問題のひとつ、すなわち『発展の道、今日の従属的發展の道における』いわゆる対外債務諸国の対外債

務に緊密に関連している。一九八六年三月、リマでの対外債務の法的側面に関する第一回アメリカ大陸会議、同じ考えにとづく多様な地域的及び国家的会議を実現した⁽³⁾。

次にAAJ理事長は次のとおり表明した。「アカデミックな参加者はおそらく失望するだろう。われわれは学者ではない。しかし問題を深く、体系的、科学的に研究することは大いに尊重する。AAJの大会、会議、セミナー及び出版物はこの目的——特定の分野からの寄与——を有する。

従って、法律上のこうした寄与はAAJの原則、目的の達成にむけ法律家を動員することによって、AAJにとつて有益なものとなり、完全なものとなる。演説でこの点を強調する。

ここには次のような弁護士がいる。すなわちチリで政治犯の弁護をする弁護士、アルゼンチンやウルグアイでの大虐殺の免罪に反対して闘争する弁護士、ブラジルで子供達に食事を与えるための一片の土地のために闘争する農民を命がけて支援する弁護士、ペルーで経済的独立を志向した抑圧勢力の人権侵害に対抗する諸施策を支援する弁護士、ボリビアで麻薬取引を口実とする北アメリカ軍隊の干渉と闘争する弁護士、コロンビアでたびたび発生する政治的暗殺の停止を要求する弁護士、ホンジュラスで『コントラ』⁽⁴⁾と北アメリカ軍隊

の追放を要求する弁護士、ニカラグアで新しい権利を創造し
防衛する弁護士そしてキューバで社会主義的適法性の発展を
促進する弁護士がここに在る」。

「アメリカ大陸の隅々で完全な民主主義、自由、人間の尊厳、
すべての人々の権利と正義のために闘争している法律家の代
表がここに在る。人民の側に立ち、社会進歩の闘争を組織す
る法律家がここに在る」。A A J理事長ベイムス・スムクラ
ー博士は、演説の結論でこう表明した。

〔A A Jの新しい機関〕

一九八七年九月一四日から一七日の間、ハバナでのA A J
第八回大会期間中に招集されたA A J総会の決定により、一
九八七年から一九九〇年までの間職務を担当するわが協会の
新しい機関が選出された。

執行委員会

理事長ベイムス・スムクラール(アルゼンチン) 第一副理
事長デボラ・A・ジャクソン(アメリカ合衆国) 第二副理事
長マリアノ・バラオナ(ニカラグア) 事務総長メネラオ・モ
ラ・トラビエソ(キューバ) 事務次長ルイス・アルベルト・
ロベス・ソーサ(ペルー)

理事会副理事長

リカルド・モリナ(アルゼンチン) アルバロ・ラミレス・G
(ニカラグア) ヘルヘス・フェステイニア(ボリビア) ラ
ファエル・ゴンザレス(パナマ) ヘラシオ・カルドナ・セル
ナ(コロンビア) アルベルト・ルイス・エンドレヘ(ペルー)
アントニオ・R・マルティン・サンチェス(キューバ) アル
ベルト・ペレス・P(ウルグアイ) アン・ファガン・ジンガ
ー・ウッド(アメリカ合衆国) アリリオ・アブレウ・B(ベ
ネズエラ)

〔第七回大会以降の活動〕

A A J総会が第八回大会中におこなった活動には、優れた
機関がその執行期間中に遂行した活動についての報告の提出
が含まれていた。

一九八六年三月八日から一一日までペルーのリマでおこな
われた**対外債務の法的側面に関する第一回アメリカ大陸会議**
の実現は、その報告の中できわ立っている。また大多数のア
メリカ諸国に影響を与えた**国際法遵守のための大陸会議**が含
まれていた。

報告は一九八六年八月二五日から三二日までA A Jの代表
国が実施した**チリ派遣団**の成果を含んでいる。チリ派遣団は
その国の人権の遂行あるいは侵害の調査のために広汎な作業

を展開した。

また『AAJ会報』の発行——一九八六年七月の第一号、「チリ報告」と題されチリ派遣団の結論を掲載した第二号、ニカラグア憲法にあてられた第三号——といったAAJの編集活動について報告がなされた。

二〇〇名の北アメリカの法律家と二五名のニカラグア人が参加した一九八六年四月ニューヨークで開催されたニカラグアの制憲過程に関する会議に出席したことは、報告された活動の一つである。AAJの事務総長であるデボラ・ジャクソン博士がこの会議に参加した。

実現したものとしては、平和と民族の自決のために闘争する組織に呼びかけての、メッセージ・宣言・公開法廷・討論会・パネルディスカッション・会議といったさまざまなニカラグアとの創意ある連帯活動が報告された。

別の活動である平和と軍縮のための国際会議のことが報告された。この会議は一九八六年十二月AAJのイニシアティブで、国際民主法律家協会(AIJD)と共同で招集された。この会議の招集は広汎な広がりを持った。

前期の活動報告の中には、一九八六年パラ州のベレンで開催され、ブラジルの三、〇〇〇名の弁護士が参加したブラジル弁護士会全国大会の実現も含まれている。

アメリカ大陸法律家協会 (浦田)

発展途上諸国の対外債務に関する国際会議は、一九八六年十一月三〇日から十二月四日までブラジルのサンパウロで、AIJD、ブラジル民主法律家協会、ブラジル計画センターの共催で開催された。

AAJを代表したのは、理事長とチリのサンチャゴ弁護士協会の現会長のアレハンドロ・アレス博士であった。

一九八六年十二月二日から二四日までパリで開催されたAIJD四〇周年記念集會にAAJが参加したこと、また、一九八七年四月、新聞で広く知られたものだが、ボリビアの国立自治大学と共同で組織した活動であり、シエラ州サンタクルスで開催された、対外債務の法的側面に関する地域セミナーについても報告がなされた。

一九八七年三月の最後の週に全アメリカ大陸で実施された国際法遵守のための第二回大陸会議についても報告がなされた。アメリカ合衆国支部の加盟団体である「ナショナル・ローヤーズギルド」創立五〇周年祝賀大会へも参加した。AAJ執行委員会の積極的な会合が——ブエノスアイレス(一九八五年九月)、リマ(一九八六年三月)、マナグア(一九八六年十一月)、ハバナ(一九八七年三月)——開催された。

AAJ執行委員会のメンバーは、ニカラグア上空に配置された傭兵パイロットユージン・ハーゼンファスに対する訴訟

に出席した。訴訟では主張の合法性と防衛の保障が確認された。

報告は、ブラジルのさまざまな州におけると同様、アルゼンチン、ボリビア、ペルー、ベネズエラでの各国支部の創立と発展について強調している。

また平和会議会長であり、ノーベル賞、レーニン平和賞受賞者である故セアン・マック・ブリデのイニシアティブによって始められた核戦争に反対する法律家の呼びかけの署名について、A A Jはラテンアメリカとカリベで宣伝し、署名集めをする責任を負った。

一九八七年八月から九月にかけての、軍縮と発展に関する国際連合の会議について言及がなされた。A A Jは招待されて、事務総長が代表として出席した。

前期の活動報告を終えるにあたり、各国支部と執行委員会のさまざまな宣言、とりわけ人権の保護、民族の自決及び対外債務に関する宣言を普及したことが明らかにされた。

一九八六年十一月以降の事務局の再活動については、別に報告がなされると述べられた。

(一九八七年から一九九〇年までの活動計画)

一九八七年九月十一日招集の第八回A A J大会総会は、一

九八七年から一九九〇年までの活動計画を採択した。特別の討議の後以下のとおり、活動のガイドラインを策定した。

一 核戦争に反対する呼びかけ 大量署名の緊急収集。文書、口頭、テレビを通して特に法律機関、専門家組織に呼びかけを普及する。

二 国際法遵守のための第三回大陸会議 一九八八年六月二二日から二八日までの日程を提案。

三 「人権とアメリカの現実」についての常設講座とコース各支部が専門家組織、大学の参加を得又は単独でこれらの講座のひとつを毎月組織することを切望する。

四 比較労働法及び社会保障に関するアメリカ大陸会議 場所 キューバ・ハバナ、予定日 一九八九年一月

五 第一回ラテンアメリカ弁護士・裁判官会議 人権の擁護に従事する法律家。A A Jがブラジル裁判官団体、ブラジル裁判官協会、ペルー裁判官全国協会、コロンビア

ASSONAL及びその他の弁護士・裁判官の支援の下で共同で組織する。行事日程 一九八八年一〇月又は一九八九年四月、場所 リオ・デ・ジャネイロ、キート、ボ

ゴダ、マール・デル・プラタの中から最も便宜を提供できる条件のある支部が担当する。

六 「南太平洋平和地帯」地域会議 予定日 一九八八年十

一月又は一九八九年六月、場所 サンパウロ又はモンテビデオ

七 「ラテンアメリカと新国際経済秩序」に関する多国間協定会議 参加者 法律家、経済学者、社会・政治学者、構成団体と共同で組織、予定日 一九八九年九月、招集後テーマについて各国の活動を発展させる義務。

八 「人権状況と軍隊」または「民主主義と軍隊」に関する南アメリカセミナー 場所 コロンビア、ボリビア又はアルゼンチン 日程 一九八八年七月〜八月

九 A A J 誌シリーズ 毎年二〜三号の出版を継続する。出版物で重複する労力を避けるために A I J D と協力しなければならない。

二〇 A A J 会報 良い印刷、有用で・興味ある情報を含んだかつ各国の活動を反映する会報の発行を系統的に維持する。

二 執行委員会の会合 各国で六ヶ月ごとにおこなう。

三 パラグアイ、グアテマラ、ハイチへ人権調査のための派遣団

三 各国の適当な活動の奨励 各国の特別問題を常に考慮して、対外債務、民族の自決権と関連する創意ある活動を強化する。

アメリカ大陸法律家協会 (浦田)

二四 未確立のすべてのアメリカ諸国に各国の代表支部を設立することを保障する。

二五 法律家団体が団体メンバーの資格で A A J へ加盟することを促進する。

二六 A I J D が推進する活動特に人及び市民の権利宣言一〇〇周年に関係する活動に参加する。

(第八回大会及び総会の最終宣言)

A A J 総会は第八回大会の過程でハバナ市に招集され、最終宣言文書を討議し採択した。

最終宣言は第八回大会でも採択されたもので、次のことを中心部分として表明する。すなわち、

民族の自決はすべての基本的人権享有の前提であり、かつ不可欠の条件である。政治的・経済的自決は国際法の基本原理である。これは、発展の権利を進めるため、資源および富を処分し固有化に着手する人民の不可譲・永久・くつがえすことのできない権利の承認を本来的に含んでいる。

最終宣言の原文は次のように表明している。「アメリカ合衆国のニカラグアへのひき続く、ジェノサイド的侵略を非難する。外部からのいかなる性質の破壊・強要・脅迫などの干渉なしに、その固有の政治的・経済的・社会的制度を自由に

決定するその国の主権を再確認する。コンタドロー・グループと支持グループの立場、最近八月グアテマラ市で実現した五名の中央アメリカの大統領の会談で採択されたエスキブラスIIの平和協定またその地域での実効性をもつ平和のためにニカラグアが交渉している努力への支持を表明する。国際司法裁判所の判決に対するアメリカ合衆国の非礼な態度に反撃する。最高の国際司法裁判所の判決をワシントンの政府が遵守することを要求する」。

民主主義的で公正な未来のための、人権の尊重のためのサルバドル人民の英雄的闘争に対する連帯を表明する。アメリカ合衆国が不法に占領したグアンタナモ海軍基地を放棄するよう、キューバ人民と政府が正当にも要求していることに對して、これを完全に支持する。

パナマ運河に関する一九七七年のカーター・トリホス条約をより厳格に遂行すること並びに条約を無視し地峡での支配と軍事駐留を維持しようとする策略をアメリカ合衆国が放棄することを要求する。

マルビナス島に対するイギリスの植民地支配を非難する。国際社会がくり返し述べているところに従って、プエルトリコが自決及び独立の完全な権利を有することを再確認する。グレナダの主権を現在侵犯しているところのアメリカ合

衆国の不法占領を非難する⁽¹⁶⁾。独立と発展を損なうカリベ海域でのアメリカ合衆国の侵略政策と軍事演習を告発する。

A A J 第八回大会の最終宣言は、コロンビアとベネズエラの紛争が交渉の方法で解決されることまた半球の多くの国々の間に存在するそれ以外の紛争においてもこの方法に訴えることを切望する⁽¹⁷⁾。

「以下のことを自覚する。すなわち公平な社会・経済構造の存在が人権の完全な行使を提供すること並びに市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利の間の相互関連性は、この二つの権利を欠くならば人間は自由な人間の理想としてのヒューマニズムの人間として現われないと認める。

性、人種を理由とする差別は、人権への野蛮な侵害であると非難する。女性差別は人間の尊厳への横暴であり、侮辱を形成する。

他方アウグスト・ピノチエトによりチリに固定化されたファシスト体制を非難する。それは数万の愛国者の暗殺、行方不明、拷問、投獄を自らもたらし、歴史上きわめて深刻な政治・経済・社会危機に国をおとし入れた。また一九五四年來パラグアイに君臨するストロエスネルの独裁を否認し、圧制からの人民の解放闘争を支持する。

A A J はグアテマラにおいて人権の抑圧と侵害を終結させ

るための努力を实らせたいとする願望を支援する。またハイチ人民が完全な自由を獲得することを信じて、人民との連帯を当然のこととして表明する。

同時にアメリカ合衆国内での黒人、ラテン、インディオ、女性に対する暴力、人種差別に反対する闘争への支持を表明する。最終宣言は、アバルト・ヘイト・プレトリアの人種隔離体制が実施するヒューマニズムにたいする犯罪とナミビアの不法占領を非難する。

核軍備、軍国主義と侵略に反対するアメリカ合衆国人民の広範な層の努力を支持し、アメリカ合衆国の外国における不道徳・不法な干渉に断固として反対を表明する。プライアン・ウイルソンのような人々を支持する。

ラテンアメリカ諸国の立憲体制の再確立と、その不安定の意図に抵抗する人民の運動とを歓迎する。われわれの時代の最も緊急な課題である平和のための闘争を支援する。平和のための闘争はわれわれの時代の最も緊急な大義である。現実の国際情勢の深刻さは、人類の生存そのものを維持しなければならぬということである。

第八回大会の最終宣言は次のように結論する。

「ラテンアメリカ及びカリベの四千億ドル以上の債務は数字の上だけでなく、悲惨、依存、低開発の無限の累積の表現

でもある。それは歴史・政治・経済・道徳・法律上の諸問題を引き起こしている。対外債務はその発生、額、貸付条件、結果によってわれわれ人民の主権と独立及び発展を完全に傷つける。われわれは不法で犯罪的なさらに支払不能で、回収不能な対外債務に反対する」。

シモン・ポリバル¹⁸その他のラテンアメリカの人物の夢を超えて、われわれの終局的な独立を獲得するためにラテンアメリカ・カリベの共同、統合の組織化を探究することを宣言する。

最後にA A J第八回大会は、A A Jが分析し、最終宣言が宣言する目的と関係する活動の展開へ、地域のすべての法律家を参加させる。それは平和で前進・発展する未来を人類に約束する新国際法秩序の深化・擁護を再検討することの重要性についての、われわれの確信を強化する。

〔各国支部への会報作成参加の呼びかけ〕

一九八七年九月十一日の会議での討議を経て、A A J第八回大会が採択した一九八七年〜一九九〇年の活動計画にもとづいて、A A J会報の編集を系統的に維持することについての堅固な意志を明記する。

この一丸となった努力の中で、この会報をより良くするた

めに、またA A Jが構想する活動を組織する手段として効果的に役立つために、条文・判決・重要事件など各国支部活動の情報事務局へ継続して提出するよう各国支部へ呼びかける。

(1) キューバ共産党機関紙「グランマ」一九八七年九月二七日に第八回大会の記事が掲載されている。

(2) 今日ラテンアメリカの最も緊急な問題のひとつとして累積債務問題がある。一九八二年の債務危機の発生以来一九八八年末には四〇一四億ドルに達したと推定される。特にブラジル(九六七億ドル)とメキシコ(一一四六億ドル)は重債務国である。これに対する解決方法として、債務の繰り延べ・経済調整政策が実行されたり、ペーカー構想(一九八五年)やブレンディ提案(一九八九年)が出され先進国を含めた各国の協調の下での解決の方向が示されたが、債務国内でのインフレの促進、民衆生活の負担増加などの問題も生じている。

(3) ニカラグアは一九八四年四月、アメリカのニカラグアにおける軍事行動の組織化、支援、ニカラグアへの武力攻撃、領海・領空侵犯等の違法行為を理由として国際司法裁判所に提訴した。一九八六年二月二七日国際司法裁判所は米国のニカラグア干渉を国際法違反と圧倒的多数で判定し、その即時停止を求める判決を下した。米国はこの判決に従わないと主張、ニカラグアは判決の実行のための協力を全世界の人民に訴えている。

(4) コンタドーラグループは一九八三年一月、パナマのコンタドーラ島で中米問題の討議のために外相会議に参加したコロンビア、メキシコ、パナマ、ベネズエラの四ヶ国をさす。支持グループは一九八五年七月、ペルーの大統領就任式に出席したアルゼンチンのアルフォンシン、ブラジルのサルネイ、ウルグアイのサンギネッティンの三大統領とベルのガルシア大統領が会談した結果四ヶ国で構成する。これら両グループが結束して「リオクラブ」と呼ばれる。彼らは中米紛争の平和的解決のため「中米和平協力協定案」の発表(一九八五年九月)、カラバイエーダ宣言の発表(一九八六年一月)、一三ヶ国拡大外相会議の開催などの努力をおこなってきた。

(5) エスキブラスはグアテマラの町の名前で、ここで一九八六年五月第一回中米五ヶ国首脳会議が開催され、その後五ヶ国首脳会議を「エスキブラス」と呼ぶようになった。第二回は一九八七年八月グアテマラ市で、第三回は一九八九年二月エルサルバドルのコスタテソルで、第四回は一九八九年八月ホンジュラスのテラで開かれた。第二回首脳会議で「中米和平協定」が調印され、停戦・反政府勢力への外部からの軍事援助の停止、各国の民主化、国際監視団下での自由選挙実施などが合意された。

(6) 一九七七年九月米国のカーター大統領とパナマのトリホス將軍との間で締結された「パナマ運河条約」と「パナマ運河の永久中立と運営に関する条約」のこと。前者により一九九九年十二月三十一日正午より米国からパナマへ運河の管理・運営権が移管する。しかし一九八九年十二月

二〇日米軍のパナマ侵攻、ノリエガ將軍逮捕にみられるように、米国のパナマへの干渉は強まっており、同条約が完全に実施されるかどうかアメリカの動向がカギである。

(7) 英領マルビナス(英語ではフォークランド)諸島の領有権を主張してアルゼンチンのガルティエリ政権は一九八二年四月軍事占領をおこなった。しかしイギリス軍反撃にあい六月にはアルゼンチン軍は降伏し、ガルティエル大統領も辞任することとなった。この時米国はイギリスへの支援に回り、中南米諸国の反発を受けることになる。

(8) ニカラグア新憲法とは一九八七年一月九日公布された憲法のこと。全文二〇一条全十一編で構成されている。第一条、第四条に基本原則として民族自決権、国民主権、反帝、反植民地主義、政治的複数主義、混合経済、非同盟を規定する。国家形態は民主主義的、参加制と代議制の共和国(第六条)である。統治権力として立法、行政、司法、選挙権力の四権を規定する(第七条)と、ここに特色がある。

(9) サンティニスタ民族解放戦線(FSLM)は一九六一年結成された民族解放戦線を母体とし、一九七四年に改名した。その名の由来は一九二七年から三四年の間反米闘争を指導したアウグスト・サンティノ將軍である。ソモサ一家のニカラグア独裁支配に反対して闘争し、一九七九年七月革命政府を樹立する。ニカラグアは複数政党制をとっているが、FSLMは一九八四年選挙では圧倒的多数の議席を獲得した。しかし一九九〇年二月選挙において国民野党連合(UNO)のビオレッタ・チャモロが大

統領に当選した。ダニエル・オルテガ元大統領は政権を移譲した。

(10) ラテンアメリカでは従来よりボスの政治支配者であるカウデイリョが政治の実権を握っていた。彼らはしばしば軍人出身者であり、一九六〇年代から七〇年代にかけて成立した軍事政権を含めてこの地域は軍事独裁政権が支配するケースが多い。しかし八〇年代に入りペルー(八〇年七月)、ホンジュラス(八二年二月)、ボリビア(八二年一月)、アルゼンチン(八三年一月)、エルサルバドル(八四年六月)、ニカラグア(八四年一月)、ウルグアイ(八五年三月)、グアテマラ(八六年一月)、スリナム(八八年一月)、ハイチ(八八年二月)、チリ(九〇年三月)と次々と民政に移管した。これら民政が安定するかどうかは軍部の動向、民主主義的政治システムの定着、米国の態度等にかかっている。

(11) 政府とフアランドマルティ民族解放戦線(FMLN)および民主革命戦線(FDR)との内戦が現在進行中である。米国は軍事・経済・政治の各分野で政府へ関係、援助をおこないエルサルバドルへ介入している。FMLMは米国の干渉の排除を主張し、エルサルバドル人同士の話し合いによる紛争の解決を要求している。

(12) キューバ全国法律家同盟は一九七七年六月に創立、この創立大会においてAAAJ第三回大会のキューバでの開催が宣言されたAAAJキューバ支部の設置が決定された。

(13) プエルトリコは現在米国の自治連合州(Estado Libre

Asociado)である。プエルトリコの地位をめぐって国民の間には、自治連合州の継続派、州への昇格を主張する派、米国からの独立を主張する派などが存在する。

- (14) 一八九八年米西戦争の結果、キューバはスペイン本国から独立し、一九〇一年憲法を制定し共和国を樹立した。しかし米国はキューバにおける支配を企図し、プラット修正条項を押しつけた。その第七条は米国の海軍基地の設置を認めるものであった。グアンタナモはこの海軍基地のある地名である。現在も設置されたままでありキューバへの干渉の手段であり、キューバの独立を脅かす存在となっている。

- (15) ニカラグアの革命政府に反対しホンジュラスやコストリカからの武力侵攻を企てる反革命武装勢力のこと。構成武装集団は旧ソモサ軍を中心とするFDN(ニカラグア民主軍)、サンディニスタから離反したエテン・パトラールを中心とするARDE(民主革命同盟)、モスキト族を主体とするKISANとMISURASATAの四グループである。米国はコントラに対し軍事援助を与え、ニカラグアへの干渉を継続している。

- (16) 一九七九年三月、ニュー・ジュエル運動はゲリー・独裁政権を打倒し、モリス・ヒシヨブを指導者とする革命政権を樹立した。この政権は非同盟・中立政策をかけたキューバと接近していった。この事態を東カリブ海でのみずからの支配をくつがえすものであると考えた米国はこの小国に干渉を加えた。すなわち一九七九年十月二十五日カリブ海の内六ヶ国と米国軍隊は侵攻を開始し、革命政権

を打倒し、親米政権を樹立した。

- (17) コロンビアとベネズエラの間にはベネズエラ湾の海域の境界線面定の問題がある。その他エル・サルバドルとホンジュラスの間の国境紛争、ベネズエラとガイアナの間の領土紛争、ペルーとエクアドルの間の国境紛争、ポリビアとチリの間の領土割譲の問題、アルゼンチンとチリの間の南端の島嶼の帰属問題などが存在する。

- (18) 一七八三年にベネズエラのカラカスに生まれたクリオリヨで、一九世紀初め、スペインからの独立運動を南アメリカの北部を中心にして指導した。彼は解放闘争の英雄であり「解放者(EI Libertador)」と称され、今日でも人民の尊敬を受けている。

訳者あとがき

ラテンアメリカ地域は、征服から一九世紀末まではスペイン、ポルトガルの植民地であり、独立後は、アメリカ、イギリスの進出により、その支配下にあった。第二次大戦後はアメリカが軍事、政治、経済の面で大きな影響力をもった。一九六〇年代以降アメリカの政治的干渉、多国籍企業の経済的進出が強化されていき、さらに従属を深めていった。これに対してラテンアメリカ諸国の人民や法律家は、政治的自決、経済的独立を求めてたびたび共同の会議を開催し、この過程でアメリカ大陸法律家協会 ASOCIACION AMERICA DE

JURISTAS (AAJと略称)は創設された。その原則は民族の自決、完全な経済的独立、天然資源にたいする国家主権の擁護である。それは当然帝国主義、新・旧植民地主義に反対することとなる。さらに核兵器の廃絶、人間の尊厳、人権の尊重といった全人類的な課題についてもとり上げ積極的に参加している。したがってその活動はアメリカ大陸諸国にとどまらず、世界の同じ目的をもつ団体、個人との連帯を指向するものである。

ここに訳出したAAJの「小史」は、一九七四年からの歴史での主な活動と会報のテーマを紹介している。AAJの「規約」は要約であるが、そこにはAAJの活動の目的と原則、主な活動、機関等について明確に規定している。「会報四号」はAAJ第八回大会の記録を掲載したものである。その主な内容は、第八回大会の重要性、ベイムス・スムクラール理事長の開会演説、新しい機関、第七回大会以降の活動、一九八七年から一九九〇年までの活動計画、第八回大会の最終宣言である。

訳出の意義として次の点を指摘しておく。第一にわが国の法律学はこれまで主にヨーロッパ大陸法、英米法、社会主義法を中心として研究、紹介がなされてきている。アジア・アフリカの法、イスラムの法については個別の研究に負って

アメリカ大陸法律家協会 (浦田)

る。ラテンアメリカの法についても同様である。ラテンアメリカの法は経済交渉という面から商法を中心に研究されてきており、限られたものであった。⁽¹⁾第二にこれまで法規範、制度の紹介、解説が中心であり、ラテンアメリカが抱える現代の諸問題を発見し、分析するという視点は十分ではなかった。ラテンアメリカにおいて法は支配者に正当性を付与したり、社会統制の手段として機能する側面が強い。これに反しAAJは法を人民の立場から把握し、人権擁護、主権の回復を獲得する側面から重視しているといえる。第三に今日ソ連のペレストロイカに触発された形で東欧の改革は進行中であり、国際情勢の認識として米ソの冷戦構造の解体、米ソ協調ということが言われている。まさに人類的課題が優先され世界が調和的に描かれようとしている。しかしラテンアメリカの現実には累積債務問題、米国の干渉政策、各国での人権の無視をはじめとして矛盾に満ちている。このような矛盾の解決に向けてのアメリカ諸国の法律家の一つの潮流の今日的動向を知ることが極めて重要である。

(1) 吉田稔「ラテンアメリカの政治と法」『法学セミナー』一九八四年九月号の文献参照。これに加えて中川和彦矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』(アジア経済研究所、一九八八年)がある。(吉田 稔)